

令和7年度版 神戸市立大池小学校いじめ防止等のための基本的な方針

0 はじめに

大池小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学年にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「大池小学校基本方針」という。）を策定します。

令和7年4月改定 神戸市立大池小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、大池小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめ問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。特に「いじめ重大事態」となった案件の反省からより一層の組織としての対応、継続的な対応を行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 教職員の意識と責務

(1) 意識

- ・教育目標「大きな心で いきいきとねばりつよく けんめいに」に基づき、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の場となる授業をはじめ、教育活動のあらゆる場面で子供たちのウェルビーイングの向上を目指します。
- ・児童・教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、嫌がらせやいじわる等いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる問題であるという認識をもって対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

(2) 責務

- ・教職員は、すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に努めます。
- ・いじめの問題を、個人や特定の教職員で抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応します。

4 家庭の役割と保護者の責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

5 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

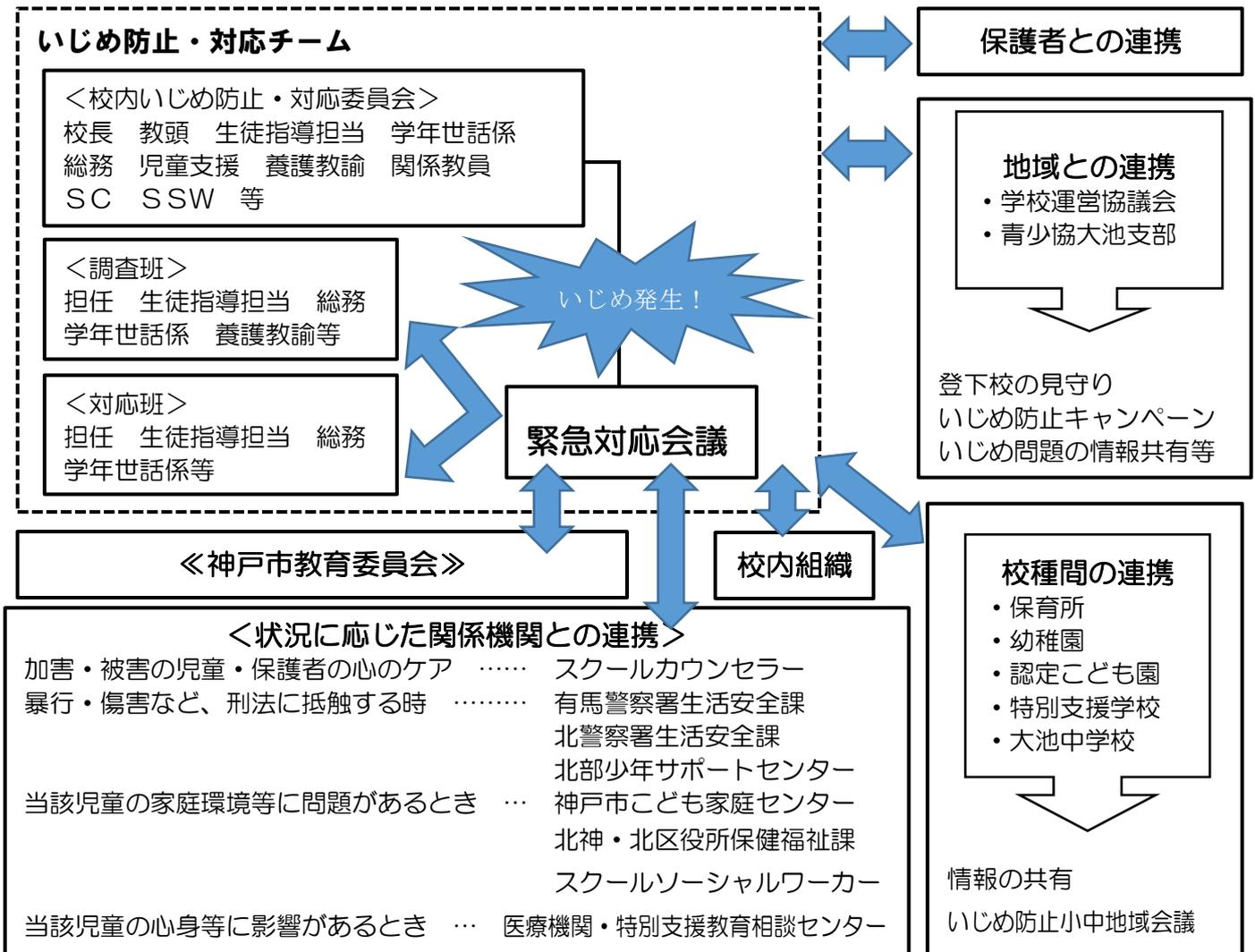
本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導担当、総務、児童支援、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

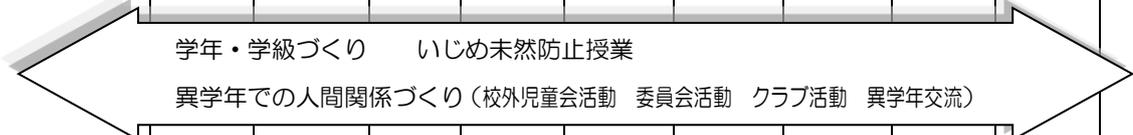
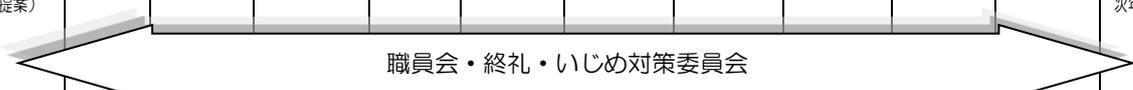
(3) 状況に応じた関係機関との連携

校内だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



6 いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。また、授業をはじめ道徳教育、学級会活動等を通して児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		情報モラル教育						情報モラル教育			
												
取組 早期発見に向けた			アンケート	個別懇談					アンケート	個別懇談		アンケート
												中学への引き継ぎ
早期対応に向けた取組 職員の取組	職員会議 (基本方針提案)	研修		研修 教育評価	研修				研修 教育評価			教育評価 次年度計画
												

7 いじめの早期発見

いじめは早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃からの児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。積極的な言葉かけを行うなど、直接的な触れ合いを大切にし、担任を中心として深い信頼関係を築きます。定期的なアンケートの実施、日常の生活の実態の細やかな把握等を通して、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。アンケートは保存年限を守り、その内容についても児童がいじめの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいよう実施の際にはゆとりをもった時間設定をしたり、児童が座る席と席の間を十分にとったり、担任が1枚ずつ回収したりするなどの配慮をします。(低学年の実施に関しては、一項目毎の解説も入れながら実施) 教育相談室やこうべっ子悩み相談「いじめ(ネットいじめ)・体罰・こども安全ホットライン」(24時間電話相談)など、校外の相談施設の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

8 いじめへの早期対応

「つなぐ・育てる」生徒指導を進める中で、子ども一人一人に寄り添い見守ります。

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、詳細を確認した上で関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。そして、成長支援の観点から、いじめた児童が抱える問題を解決することにも努めます。

9 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、次の二つの状態になるまで継続して指導・見守りを続けます。

- ①いじめに係る行為が一定期間（少なくとも3か月）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

上記の要件に捉われることなく、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点で児童の人間関係・生活状況を見守り、改善を目指します。本校を卒業後、中学校に引き継いだ案件についても継続して情報交換を図ります。

10 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進め、全職員で情報を共有した上で支援を行います。

11 特に配慮を要する児童への対応

様々な特性や背景のある児童に対しては教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行います。

- ①海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童などの外国につながる児童
- ②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ③各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
- ④特別な事情があり、親元を離れて生活している、または、生活した経験がある児童

12 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

13 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

14 その他

- ・本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜大池小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改定します。